

# 裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED] 福祉事務所長

上記審査請求人が令和3年8月12日に提起した、上記処分庁による生活保護法第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

### 第1 事案の概要

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対して令和~~3~~年~~8~~月~~12~~日付  
けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第  
25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に  
ついて、その取消しを求めるものである。

## 2 事案の経緯等

- (1) 処分庁は、審査請求人について、平成●年●月●日付けで法による保護を開始した。
- (2) 審査請求人は、令和3年5月12日、処分庁に対し、①からの広告収入があったことを示す資料として、審査請求人名義の●銀行●支店の普通預金の入出金明細、②動画投稿作成のために●円の課金をしたことを示す資料として、●デビット利用代金明細、③動画投稿作成のために●円の課金をしたことを示す資料として、●の注文明細（同年3月25日付け）を添えて、同年4月中に働いて得た収入が●円（以下「本件事業収入」という。）であり、必要経費として②及び③の合計で●円（以下「本件申告費用」という。）を要したとする収入申告書（乙第1号証）を提出した（以下、これを「本件収入申告」という。）。
- (3) 処分庁は、同年●月●日付けで、審査請求人に対し、法第25条第2項の規定に基づき、同年6月分の保護の程度を変更する本件処分を行った。
- (4) 審査請求人は、同年8月12日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、収入を得る手段として動画を作成し、動画投稿サイトに投稿し広告収入を得ること（以下「本件事業」という。）を始め、経費として月●万円ほどかかっており、収入は●万円程である。本件事業は、専ら収入を得るために手段として始め、個人事業主として届出も行っている。

しかし、処分庁は、本件事業について、労働、就労としては認めず、経費としても認めない。労働ではないから、就労収入としては認めず、雑所得として

8,000円のみを控除すると決定した。

就労収入として認めない法的根拠は示されておらず、一方的な決定により、事業拡大の手段を取り上げられた。

## 2 処分庁の主張

(1) 法及び厚生労働省より発出された通知においては、インターネットを用いた収入について特段の定めはない。なお、その他の収入については「事務次官通知」第8-3-(2)エー(イ)において「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時の収入((3)の才、力又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」としている。

[REDACTED]市では、生活保護運用事例集2020(以下「事例集」という。)問6-42(答)2においてインターネット等を用いた収入の取扱いの指針を示しており、「被保護者がブログサイト等を開設し、アフィリエイト広告等により収入を得た場合、勤労収入とみなすか、その他の収入としてみなすかにより取扱いが異なる。その者が広告収入を得るためになんらかの労働をしていると認められる場合は勤労収入とすべきであるが、単にサイトまたはブログに設置してあるだけの広告から得られる収入まで同様に取り扱うべきではない。調査のうえ実施機関において判断されたい。

調査の結果、勤労収入として取扱うこととした場合

局第8-1-(3)により農業以外の事業(自営)収入として扱う

調査の結果、その他の収入として取扱うこととした場合

次第8-3-(2)-エー(イ)により8,000円を超える額について、認定を行う」としている(乙第3号証)。

(2) 本件処分に至るまでの事実関係は次のとおりである。審査請求人がスマートフォン向けゲームアプリ「[REDACTED]」(以下「本件ゲーム」という。)

をプレイし、自身がプレイするゲーム画面を録画しこれに解説を付したうえで、本件ゲームに関する初心者向け解説動画としてインターネット上の動画配信サイト「[REDACTED]」において公開した。当該動画に付された広告を閲覧者が視聴することにより、審査請求人のもとに「[REDACTED]」の親会社である「[REDACTED]」より令和3年4月22日に[REDACTED]円が広告収入として振り込まれた。そして、審査請求人が当該収入について令和3年5月12日に処分庁宛てに申告したことを受け、処分庁において審査請求人が受領した[REDACTED]円のうち[REDACTED]円を超える額[REDACTED]円を収入として認定するとした本件処分を同月14日に決定し、同月[REDACTED]日付けで審査請求人に通知したものである。

処分庁においては事例集の事例を参考に、審査請求人に対しこの収入を得た経緯について必要な聞き取りを行ったうえで、広告収入を得るためになんらかの労働をしているとは認められないと判断したことから、当該広告収入についてその他の収入として認定を行った。

なお、事例集では「その者が広告収入を得るためになんらかの労働をしている場合は勤労収入とすべきであるが、単にサイトまたはブログに設置してあるだけの広告から得られる収入まで同様に取り扱うべきではない。」としている。単にサイトまたはブログに設置してあるだけの広告から収入を得るためにもサイトまたはブログの編集作業は行っているものと当然に考えられるが、これは本件処分においては動画編集に読み替えることが妥当である。このため、審査請求人が動画編集作業を行っていることそれ自体により、広告収入を得るためになんらかの労働を行っていると判断することは適当でない。広告収入を得る為になんらかの労働を行っているか否かを判断するに当たっては、サイトまたはブログの編集や、動画の編集に先立ちなんらかの労働を行っているか否かが論点となるが、本件処分においては動画編集に先立つものは本件ゲームをプレイすることである。これは一般に遊興のために行

われるものであり、ここから広告収入を得るに至った場合であっても、本件ゲームのプレイのうち、どの程度が広告収入を得るに当たって必要不可欠なものであり、どの程度が単なる遊興を目的としたものであるかを判別することは困難である。このため処分庁においては、当該ゲームのプレイを労働として認定することは適当でないと判断したものである。

また、審査請求人が主張する経費とは、本件ゲームのゲーム内アイテムである「[REDACTED]」の購入費用であり、当該アイテムの使途は、本件ゲームをプレイする際に消費する「[REDACTED]」の回復及び、本件ゲーム内キャラクターを抽選で入手する「[REDACTED]」（スマートフォン向けのゲームで広く行われ一般に「ガチャ」と称されるシステム）である旨聴取している。審査請求人によれば、「[REDACTED]」のゲーム内での使途は記録に残らないため詳細は不明であるが、購入した[REDACTED]円分の「[REDACTED]」のうち、概ね[REDACTED]円を「[REDACTED]」の回復、概ね[REDACTED]円を「[REDACTED]」に使用したと記憶しているとのことである。いずれも本件ゲームをプレイするために本件ゲームの利用者が支払う費用（スマートフォン向けゲームアプリ利用者の間で広く課金と呼称される）であり、この費用のうち、いくらが広告収入を得るために必要不可欠なものであり、いくらが単なる遊興用のものであるかを判別することは困難である。このため処分庁においては、この費用を経費として認定することは適当でないと判断したものである。

以上の点から、処分庁が行った本件処分は妥当であり、請求人が提起した本件審査請求に対し棄却との裁決を求めるものである。

### 第3 理由

#### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たす

ことのできない不足分を補う程度において行い(法第8条第1項)、保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない(同条第2項)とされている。

- (2) 保護の実施機関は、常に被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている(法第25条第2項)。
- (3) 保護の要否及び程度は、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第10)。
- (4) 就労に伴う収入の認定について、農業以外の事業(自営)収入は、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行なうこととされており、必要経費として、基礎控除、新規就労控除、未成年者控除のほか、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定することとされている(次官通知第8の3(1)ウ及び(4))。
- (5) 「その他の収入」について、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時の収入については、その額が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている(次官通知第8の3(2)エ(イ))。

## 2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 本件処分は、本件収入申告に基づき、処分庁が審査請求人世帯に係る令和3年6月分の保護費の変更決定をしたものであり、その内容についてみると、審査請求人世帯の同月分の最低生活費は、保護基準に基づき、生活扶助95,110円(①)と住宅扶助45,000円(②)の合計140,110円(③)=①+②)と算定されており、また、審査請求人世帯の同月分の収入充当額は、審査請求人のその他の収入[REDACTED]円(④)のうち、8,000円(⑤)をこえる額である[REDACTED]円(⑥=④-⑤)、審査請求人世帯に係る同年6月分の保護費については、同月分の最低生活費140,110円(③)から収入充当額[REDACTED]円(⑥)を差し引いた[REDACTED]円と算定されている(乙第2号証)。

(2) 次に、本事業収入が農業以外の事業(自営)収入として認められるか否かについて検討する。

[REDACTED]市は、事例集問6-42において、インターネット等を用いた収入の取扱いについて定めており、被保護者がインターネットや携帯電話のネットサービスにより収入を得た場合の取扱いはどうするかという問に対し、答として、アフィリエイト(成果保証型広告)による収入について、「被保護者がブログサイト等を開設し、アフィリエイト広告等により収入を得た場合、勤労収入とみなすか、その他の収入としてみなすかにより取扱いが異なる。その者が広告収入を得るためになんらかの労働をしていると認められる場合は勤労収入とすべきであるが、単にサイトまたはブログに設置してあるだけの広告から得られる収入まで同様に取り扱うべきではない。調査の上、実施機関において判断されたい。」としている。

当該答は、アフィリエイト広告等による収入を勤労収入とするかその他の収入として取り扱うかについて、実施機関に裁量を認めつつ、労働の有無により実施機関が判断する基準を示したもので、一定の合理性が認められる。

本事業収入は、審査請求人が本件ゲームをプレイし、自身がプレイする

ゲーム画面を録画し、これに解説を付した上で、本件ゲームに関する初心者向け解説動画として、インターネット上の動画配信サイトである「[REDACTED]」に公開することによって、当該動画に付された広告を視聴者が閲覧した結果、「[REDACTED]」の親会社である「[REDACTED]」から審査請求人に対し、広告収入として振り込まれたものである。

「[REDACTED]」は、投稿者が録画した動画を投稿し、共有することにより、当該動画に掲載された広告を閲覧した視聴者数に応じて、広告からの収益が「[REDACTED]」から分配されるものであり、より多くの視聴者に閲覧されるための録画、編集作業を行ったり、動画の投稿数自体を増やしたりすることにより、投稿者の動画の閲覧数を増やし、それに伴う広告収入を得ることがその目的とされていることが多い。

本件においても、審査請求人が「動画編集とアップロード、広告による収益」を事業として個人事業の開業届をしていること（甲第2号証）から、動画編集及びアップロードを事業として反復継続して行おうとしていることがうかがわれ、これにより、広告による収益を得ようとしていることがうかがわれる。また、実際に「[REDACTED]」において、現時点で、審査請求人が「[REDACTED]」のアカウント名で少なくとも令和3年4月に本件ゲームの初心者向けに解説を付す等の編集を施した動画が複数投稿されていることが確認されるところ、処分庁によってもこれらが確認されている（令和3年10月25日付け回答書）。

そうすると、当該動画は、単にブログサイト等に広告を設置するだけのものとは異なり、閲覧数を増やし、広告収入を得るために初心者向けに解説を付与する等、相応の時間をかけた動画編集作業や複数回の投稿作業を行ったものであることが認められ、審査請求人は、事業として広告収入を得るために労働をしているということができる。よって、本件事業収入は、農業以外の事業（自営）収入に該当することができる。

以上から、処分庁が本件事業による収入である [REDACTED] 円を「その他の収入」とし、8,000円をこえる額を収入として認定したことは違法又は不当である。

(3) 次に、本件申告費用が必要経費として認められるか否かについて検討する。

審査請求人は、本件事業を行うため、本件ゲーム内アイテムである「[REDACTED]」を購入し、これを経費として認めてほしい旨主張する。

処分庁は、審査請求人から、当該アイテムの使途は、本件ゲームをプレイする際に消費する「[REDACTED]」の回復及び本件ゲーム内キャラクターを抽選で入手する「[REDACTED]」であり、購入した [REDACTED] 円の「[REDACTED]」のうち、概ね [REDACTED] 円を「[REDACTED]」の回復、概ね [REDACTED] 円を「[REDACTED]」に使用したと聴取している。

しかしながら、必要経費については、審査請求人にその立証責任があると解されるところ、審査請求人によれば、「[REDACTED]」の本件ゲーム内での使途は記録に残らないとのことから、これを証する資料は提出されていない。そうすると、処分庁は、実際に [REDACTED] 円が本件事業に必要な経費だったのか否かについて確認することができず、処分庁が本件処分において当該経費を必要経費として控除しなかったのはやむを得ないことというべきである。

(4) 以上、上記(2)のとおり、本件事業収入を「その他の収入」と認定した本件処分に係る処分庁の判断は違法又は不当であるから、取り消されるべきである。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和4年2月17日

審査庁 埼玉県知事 大野元裕

